第13号様式（第16条第１項及び第３項）

業務管理体制に係る届出書

 　　　年　月　日

横浜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

届出者　法人名

職・氏名

 次のとおり業務管理体制の整備（区分の変更）をしましたので届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業者（法人）番号 | A |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １　届出の内容 |
|  | (1)法第115条の32第２項関係（整備） |
| (2)法第115条の32第４項関係（区分の変更） |
| ２ 事業者 | フ　リ　ガ　ナ名　　　　　称 |  |
|  |
| 主たる事務所の所在地 | (〒　 　-　　　　） 　 　　　　　 　 　 |
| (ビルの名称等） |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 法 人 の 種 別 |  |
| 代表者の職名・氏名・生年月日 | 職名 |  |  フリガナ |  | 生年月日 |  年 月 日 |
|  氏　名 |  |
| 代表者の住所 | (〒　 　-　　　　） 　 　　　　　 　 　 |
| (ビルの名称等） |
| ３　事業所等の名　称、所在地等 | 事業所名称 | 指定(許可)年月日 | 介護保険事業所番号(医療機関等コード) |  所　在　地 |
| 計　　カ所 |  |  |  |
| ４ 介護保険法施行規　則第140条の40第１項第2号から第4号に基づく届出事項 | 第２号 | 法令遵守責任者の氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  　　生年月日 |
|  |  |
| 第３号 | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| 第４号 | 業務執行の状況の監査の方法の概要 |
| ５区分変更 | 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課 |  |
| 区分変更前事業者（法人）番号 | A |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分変更の理由 |  |
| 区分変更後行政機関名称、担当部(局)課 |  |
| 区　分　変　更　日 |  　　　年　　月　　日 |
|  |  |  |
| 連絡先 | 所属 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | 電話番号 | 　　　　 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 氏名 |  |

（Ａ４）

記入要領

|  |
| --- |
| １ 共通事項 |

 (1)　新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業　　 所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係　 　行政機関に届け出ること。

 (2)　事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の住所・職名等は、登記内容等と一致すること。

(3)　事業者（法人）番号には、記入しないこと。

 (4) 「１　届出の内容」欄

　　 ①　新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第115条の32第２項　　　 関係の（整備）に○を付けること。

 ②　届出先区分の変更が生じた場合は、(2)法第115条の32 第４項関係（区分の変更）に○を付けること。

　　　　 なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行　　　 政機関にそれぞれ届け出ること。

 事業所等の展開に応じた届出先行政機関

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| 1. 事業所等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
 | 厚生労働省 |
| 1. 事業所等が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
 | 主たる事務所所在地の都道府県 |
| 1. 事業所等が１の指定都市の区域に所在する事業者
 | 指定都市 |
| 1. 事業所等が１の中核市の区域に所在する事業者
 | 中核市 |
| 1. 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者
 | 市町村 |
| 1. 上記以外の事業者
 | 都道府県 |

 (5) 「連絡先」

届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

|  |
| --- |
| ２　新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第２項関係(整備)】 |

　(1） ｢２　事業者」欄の「法人の種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。

　(2) 「３　事業所等の名称、所在地等」欄については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所等の名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。

　　　 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えない。(既存資料の写し及び両面印刷可)

　(3) ｢４　介護保険法施行規則第140条の40第１項第２号から第４号に基づく届出事項」欄

　　 ①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

　　 ②第３号及び第４号を届け出る場合は、別添資料を添付すること。

　　　 （既存資料の写し及び両面印刷可）

 事業所等数に応じて整備する業務管理体制

|  |  |
| --- | --- |
|  |  　　　事　業　所　等　数 |
| 　　20未満 | 20以上100未満 |  　100以上 |
| 第２号 |  ○ |  ○ |  ○ |
| 第３号 |  × |  ○ |  ○ |
| 第４号 |  × |  × |  ○ |

③｢５　区分変更」欄は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に

業務管理体制を整備した事業者は、記入しないでください。

|  |
| --- |
| ３　業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の　変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項関係(区分　の変更)】 |

 (1） 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

 　① 区分変更前行政機関へは、「１　届出の内容」の「(2)法第115条の32第4

項関係（区分の変更）」に○を付けて「５　区分の変更」欄に記入すること。

 　②区分変更後行政機関へは「１　届出の内容」「２　事業者」「３　事業所等

の名称、所在地等」「４　介護保険法施行規則第140条の40第１項第２号

から第４号に基づく届出事項」「５ 区分変更」について、上記記入要領に

基づいて記入すること。

 なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

 (2) 「５　区分変更」欄

 ① 「区分変更前事業者（法人）番号」欄には、区分変更前に行政機関が付番した番号を記入すること。

② 「区分変更の理由」欄には、その理由を具体的に記入すること。

　 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えない。(既存資料の写し及び両面印刷可)